仙台市子どもの医療費の助成に関する条例(案)

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の

規定により提出します。

平成二十二年九月六日

提 出 者

員 高 見

 \mathcal{O}

り

子

議

福 島

カュ

ず

え

彰

IJ

花 ふなやま 木 由 則

美

す げ 0) 直 子

IJ

IJ

IJ

議 員 嵯 峨 サ ダ 子

賛

成

者

野 仙 台 市 田 議 会 譲 議 長

様

市 تلح ŧ \mathcal{O} 療 \mathcal{O} 助 成 に る 例

五四三二一二つすの一つ びの そ条 の例 家は 庭、 生 子 活ど O \$ 安に 定係 にる 寄 医 与 療 し費 ` Ø **₹**² — つ部 てを 市助 民成 福す 祉る のこ 増と 進に をよ 図り る こ子 とど をも 目の 的健

に げ る を い

- 七年年三号一 十八十
- のる日当日こ校保康 で前又条助監このこ間日若該への、 険保こ 成護の末のにのし入中項中者険の地国私船健 活なのそこをし条日条あ属く院学に等で法条方家立員康こ 保い規のの受て例ま例るすはが校お教出。例公公学保保の 護。定人条けいにでにもる修同等い育生昭に務務校険険条 にの例るるおのおの月了日をて学か和お員員教法法例 いをのす以卒」校ら三い等共職へへに 末る後業中の学十て共済員昭大お う日日継す学前校三「済組共和正い をの続る校期教年子組合済十十て す日等課育法ど合法法四一「 過する又一程法律も法へ、年年社 、 (第 一 (昭 昭 法 法 会 するとはと る月き修い特昭百と昭和和律律保 とのは了う別和九は和三二第第険 、す。支二十、三十十七七各 き末 ○ 援 十 二 社 十 三 八 十 十 法 は日当る 、又該日を学二号会 十は入の卒校年)保年法 八当院属業の法第険法律律 歳該がすす中律五各律第第 に入終るる学第条法第百二 達院了月日部二若の百二百 すがしの又又十し規五十四 る終た末はは六く定 日了日日修こ号はに二号五 。に了れ) 第 属たた入すら第十る す日だ院るに一九被 るがしし日準条条扶 月、、てのずにの養 の十当い属る規規者 末八該るすも定定又 日歳卒場るのすには でに業合月へるよ国 ま達すでの以中る民 でする、末下学被健
- 4 3 度 い保る児 う護人童 。者以一 一外と とのは はも、 、の 子 親をど 権いも うの 。 う 出 生 カュ 6 六 歳 に 達 す る 日 \mathcal{O} す 年
- を」あ を 行 う 人 後 見 人 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 人 で 子 Ł 現

2

- 第 人三へに ず子療 次もの のが助 各市成 のに受 か有と にすが 該るで ると人 人すは はる、 護 成 者 で あ 2 7 そ \mathcal{O}
- 生き項は か護よ格のてにてい らる医 、ど費 第 号内を 四い住け 十 ず所る れをこ 当もき すのる 助 を け
- + Ŧī. 法 百 兀 六 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る
- 市受条受て律ののへ 給い、円規平中 はる医資る平滑定成国 、資療格人成なに六残 十帰よ年留 九国り法邦 年の同律人 法促条第等 律進第三の 第及一十四 百び項号滑 二永のごな 十住支第帰 七帰援十国 号国給四の) 後付条侃 附のを第准 則自受一及 第立け項が 四のての永 条支い支付 第援る援帰 一に人給国 項関を付後 のす含をの 規るむ受自 。けヵ 定法 に律しての よの又い支 り一はる援 支部中人に 援を国へ関 給改残同分 付正留条る をす邦第法 受る人三演 け法等項

- を四(前格費の 項にの登 のつ助録 登い成等 録てをご を登受 し録け たをよ と受う きけと はなす 、ける 当れ保 該ば護 登な者 録らは 受いあ ° b カュ 人じ Ø 市 長 に 申 請 L そ \mathcal{O} 助 成
- をな け た に 対 L 受 給 者 証 を 交 付 す

五〜る 医 費 療の 費助 の成 助

第 成 \mathcal{O} 夶 象 す る 人 以 下 対 象 者 い う は 子 تلح t す る

- つが該る者 てあ医給の はっ療付疾 `た費 (病 入場の入又 院合額院は にはか時負 係、ら食傷 るそ当事に もの該療つ の額医養い にを療費て 限加にを社 る算関除会 。しすく保 ⁾たる を額給 保づ付が法 護をの行又 者控額わは に除っれ国 助し当た民 成た該場健 す額疾合康 るの病に保 。対又お険 象はけ法 者負るの が傷医規 児に療定 童つ費に
- 。な十。若の病十。な明き十。出十。し無 の九。に払八。こ者には七。長算で八十るた行六。でいのよ 、及受旨条届支う条助の証お、条受がしあ万二控所令条助あて額る市 給特たる円万除得へ 者と受者長数者速受義うと医のり提て象第者別額と、円対の昭前の場加う療は 、象額和条停合給ちに ンとよ費法なし保が条の事上は該扶配を四の止に付 ` にりのごいな険社第提由で当扶養偶い十規 。け医会二示があ該養親者う六定 れ療保項

 ある老親族及 。 年 に ると人族等びご政か とき控等が扶が令か 認は除があ養 `第わ め、対所る親そ二ら た当象得と族の百ず と該配税きへ人八、 き子偶法は以に十子 はど者に五下所一ど 、も又規百「得号も こには定三扶税 の係老す十養法第保 限る人る二親 二護 り医扶老万族昭条者 で療養人円等和及の な費親控に一四び前 いの族除当と十第々 。助一対該い年三年 成人象扶う法条の をに配養。律の所 停つ偶親)第規得 止き者族が三定の す四又等な十の額 る十は一い三例。 。四老人と号に児 た万人にきごよ童 だ円扶つはにり手 し、養き五規計当 、を親三百定算法 市加族十三すし施
 - 成限をい対 なの受のも給証が等はや給務こに療方で示っ者四証の以き当 ば機険の な関各規 ら等法定 なし又に いとはよ 。い国り たう民受 だ。健給 し、康者 `に保証 市お険の 長い法交 がてに付 特医基を 別療づ受 のをくけ 事受病た 由け院人 がよ、へ あう診以 ると療下 とす所 認る又名 めとは習 たき薬ご とは局と き、へい は受次う ` 給 条 。
- よ行助 りう成 助。は 成 た ` をだ第 行し五 う ` 条 こ市第 と長二 がが項 で特の き別規 るの定 。 事 に 由よ がり あ助 る成 とす 認る め額 たを と保 き険 は医 、療 当 機 該関 受 等 給に 者 支
- 第 出払こ ` か 者 た 項 に 更 が た き は
- 2 給市び給を と実者為受は返別市毎には 、環の長年市、 は当、よ者助等事が市長第 、該医る証成)由必長に四 が要が届条 あと指け第 る認定出一 とめすな項 認るるけの め書日れ規 た類まば定 とをでなに き添にらよ はえ、なり 、て前い申 こ市年。請 の長の 限に所 り届得 でけの な出状 いな況 。け並 れび ばに な扶 ら養 な親 い族 。等 たの だ有
 - しを な喪 け失 れし ばた なと らき なは V) , B カコ に そ \mathcal{O} を 市 長 に け
- 。か 、条 三 と でそ い事給行に者の特を き、はに給 そ第療被をを の三費害市受 旨者のの長け の助届にる 並氏成出返資 び名の)環格 に及事 被び由 害住が の所第 状 又 三 況は者 を居の 直所行 ち、為 に氏に 市名よ 長又っ にはて 届住生 け所じ 出若た なしも けくの れはで ば居あ な所る らがと
- 助ら三譲し規又二損いらは一第る条受 成な条渡く定は条害 又はに負 。こは一よ傷市僧 の担部りに長と 条保を算関はの 例の返定し に禁還し損受整 よ止さた害給 るせ額賠者 るの償若 こ全をし と部受く が若けは でした対 きくと象 るはき者 。一は又 部、は をそこ 支のれ 給価ら せ額の ずの人 `限で 又度あ はにっ 既おた にい人 助てが 成 `対 し第象 た五者 額条に の第係 全二る 部項疾
- 医 \mathcal{O} 助 成 受 け る 利 は 渡 又 は 担 保 に 供 7

は

第 定十へとけ十め五委がた四 条附る条任で人条例。)きが るあ市 。る長 とは き ` は偽 、りそそ のの 人 他 か 不 ら正 当の 該 行 助 為 成に をよ 受っ けて た、 額こ のの 全条 部 例 又に はよ 一 る 部 医 を療 返 費 還の さ助 せ成 るを こ受

第 \subseteq \mathcal{O} 条 例 に 定 \otimes る b \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カュ ` \mathcal{O} 条 例 \mathcal{O} 施 行 に 関 L 必 要 な 事 項 は 市 長 が

の 成 +三 年 兀 月 _ 日 カュ 6 施 行 す

る

た め子 `ど 新も たの に健理は則 条 康 例の由平 を保 制持 定 及 すび るそ 必の 要家 が 庭 ある。これが、こ生活の安定に寄与 のし、 例も 案をこ 提市 出する る祉 理の 由である。の増進を図る